

中国の法院における知的財産権司法保護に関する状況（2016年）

まえがき

人民法院では2016年、習近平同志を核心とする党中央の強い指導、各級の人民代表大会の力強い監督の下で、中国共産党第18次全国代表大会、中国共産党第18次中央委員会第3、4、5、6回総会、中央政法業務会議及び全国科学技術イノベーション大会の趣旨を全面的に貫徹し、習近平総書記の一連の重要講話の趣旨及び国政運営の新理念・新思想・新戦略を深く学習、徹底し、「4つの意識」を強固に樹立し、国家知的財産戦略及び国家革新駆動型発展戦略を着実に貫徹、実施し、「全ての司法事件において人民大衆に公平と正義を実感させる」という目標を中心に、憲法及び法律により与えられた裁判の職責を忠実に遂行し、「司法主導、厳密保護、分類施策、比例協調」の知的財産権司法保護の基本的政策を全面的に実施し、法律執行・事件対処を重心とし、司法の知的財産権保護の主導的役割を積極的に発揮し、知的財産裁判の体制改革を深化させ、裁判の監督・指導を強化し、司法の公開を深く推進し、裁判チームの育成に注力し、人民法院における知的財産権司法保護の良いイメージを存分にアピールし、国のイノベーションによる発展の大局への奉仕、知的財産強国並びに世界の科学技術強国の建設に向けて力強い司法的保障を提供している。

一、裁判機能の発揮、知的財産権事件の公正、効率的な審理

習近平総書記は全国科学技術イノベーション大会で、新中国成立100周年を迎える際に、世界の科学技術強国を築き上げるという偉大な目標を掲げた。この目標を実現するには、結局、イノベーションによる発展促進を頼りに、新技術・新産業・新業態が盛んに発展するよう推し進めなければならない。整備された知的財産権保護制度は、イノベーションの原動力を引き出す基本的な保障であり、司法は、常に知的財産権の保護に最も有効で、最も根本的、最も権威性のある手段である。この一年間、人民法院では、知的財産権に対する司法保

護の主導的な役割を十分に発揮した。民事裁判を基盤に、行政裁判と刑事裁判を並行して発展させ、大量の知的財産権事件を公正、効率的に審理した。2016年、人民法院における第一審、第二審、再審申立等各類の知的財産権事件の新受事件は合計で177,705件、既済事件は171,708件（前年からの繰越分含む。以下同じ）であり、2015年比でそれぞれ19.07%増、20.86%増であった。

（一）知的財産権民事事件を適切に審理し、権利者の合法的権利利益を守っている

1年来、人民法院では知的財産権民事裁判業務を強化し、知的財産権の保護を厳正に行い、権利者に十分な司法救済を提供した。2016年、地方の各級人民法院における知的財産権民事第一審事件の新受件数及び既済件数は合計でそれぞれ136,534件及び131,813件で、2015年比でそれぞれ24.82%増、30.09%増であり、第一審の結審率は同期比0.52%増の83.18%であった。そのうち、新受の専利事件は同期比6.46%増の12,357件、商標事件は同期比12.48%増の27,185件、著作権事件は同期比30.44%増の86,989件、技術契約事件は同期比62.23%増の2,401件、競争類事件は同期比4.81%増の2,286件（独占禁止関係事件156件含む）、その他の知的財産権民事紛争事件は同期比71.87%増の5,316件であった。通年の涉外知的財産権民事第一審事件の既済件数は同期比25.62%増の1,667件、香港・マカオ・台湾に係る知的財産権民事第一審事件の既済件数は同期比291.99%増の1,130件であった。地方の各級人民法院における知的財産権民事第二審事件の新受件数及び既済件数は合計でそれぞれ20,793件及び20,334件であり、それぞれ同期比37.57%増、35.33%増であった。知的財産権民事再審事件の新受件数及び既済件数は79件及び85件で、それぞれ同期比31.30%減及び25.44%減であった。

2016年の最高人民法院における知的財産権民事事件の新受件数は369件、既済件数は383件であり、前年同期比でほぼ横ばいであった。そのうち、第二審事件の新受件数及び既済件数はそれぞれ7件及び11件であり、再審申立事件の新受件数及び既済件数はそれぞれ319件及び331件であり、審級引上げ審理事件の新受件数は32件、既済件数は32件であった。

1 年来、人民法院が結審した、社会への影響が大きい知的財産権民事事件として、礼来公司在常州華生製薬有限公司を相手取った発明専利権侵害紛争事件、パナソニック株式会社 vs 珠海金稻電器有限公司、北京麗康富雅商貿有限公司の意匠専利権侵害紛争事件、上海晨光文具株式会社 vs 得力集团有限公司、濟南坤森商貿有限公司の意匠専利権侵害紛争事件、北京慶豊包子舖 vs 山東慶豊飲食管理有限公司の商標権侵害並びに不正競争の紛争に関する再審事件、江蘇省ラジオテレビ総局、深せん市珍愛網情報技術有限公司 vs 金阿歆の商標権侵害紛争に関する再審事件、杭州大頭兒子文化發展有限公司 vs 央視動画有限公司の著作権侵害紛争事件、河北省林業科学研究院、石家庄市綠緣達園林工程有限公司 vs 九台市園林綠化管理処などの植物新品種の紛争に関する再審事件等が挙げられる。

(二) 知的財産権行政事件を適切に審理し、監督促進の機能役割を發揮した
人民法院では、社会主義法治国家の建設の目標と照らし、新改正行政訴訟法を厳密に適用し、知的財産権の付与・確定と行政法執行行為に対する司法の監督の役割を十分に發揮し、知的財産権に係る行政法執行行為を厳格に規範化し、行政機関での法による行政を積極的に促進した。2016 年、地方の各級人民法院における知的財産権行政第一審事件の新受件数は 7,186 件であり、うち、専利事件は 1,123 件、商標事件は 5,990 件、著作権事件は 37 件、その他の行政事件は 36 件であった。第一審事件の既済件数は 6,250 件であり、うち、外国、香港・マカオ・台湾に係る事件は 38.30%を占める 2,394 件であった。既済の第一審事件のうち、具体的な行政行為の維持判決は 4,241 件、取消判決は 1,263 件であった。地方の各級人民法院における知的財産権行政第二審事件の新受件数は 3,233 件、既済件数は 3,069 件で、それぞれ同期比 44%増、31.77%増であった。うち、原判決維持は 2,560 件、原判決変更は 418 件、差戻しは 7 件、告訴取下げは 49 件、棄却は 20 件、その他の方式による訴訟終了は 15 件であった。

2016 年、最高人民法院における知的財産権行政事件の新受件数及び既済件数はそれぞれ 355 件及び 352 件で、前年比でほぼ横ばいであった。うち、再審

申立事件の新受件数は 282 件、既済件数は 283 件であった。

1 年来、人民法院が結審した、社会への影響が大きい知的財産権行政事件として、マイケル・ジェフリー・ジョーダン vs 国家工商行政管理総局商標評審委員会、喬丹スポーツ株式有限公司の商標争議をめぐる行政紛争に関する再審事件、国家知的財産権局専利復審委員会、ノボザイムズ社 vs 江蘇博立生物製品有限公司の発明専利権無効申立をめぐる行政紛争に関する再審事件、シャトール・ラフィット・ロートシルト vs 国家工商行政管理総局商標評審委員会、南京金色希望酒業有限公司の商標争議をめぐる行政紛争に関する再審事件等が挙げられる。

(三) 知的財産権刑事事件を適切に審理し、知的財産権侵害犯罪の取締を行った

1 年来、人民法院では、加重減軽並行の刑事政策を堅持し、法によりさまざまな刑事的制裁措置を運用して、知的財産権侵害犯罪を厳格に取り締まり、震え上がらせた。権利者の合法的な権利利益を保護し、適法で整然とした社会経済の秩序を維持している。

2016 年、地方の各級人民法院における知的財産権関係の刑事第一審事件の新受件数は同期比 23.9%減の 8,352 件であった。うち、登録商標侵害犯罪事件 3,565 件、著作権侵害罪事件 195 件など、知的財産権侵害罪事件は同期比 22.67%減の 3,799 件で、知的財産権侵害に係る模倣粗悪品生産・販売罪事件は同期比 29.55%減の 2,765 件、知的財産権侵害に係る不法経営罪事件は同期比 18.51%減の 1,567 件、知的財産権侵害に係るその他の事件は同期比 3.27%増の 221 件であった。

地方の各級人民法院における知的財産権刑事第一審事件の既済件数は同期比 20.43%減の 8,601 件であり、第一審の結審率は 89.06%で、同期比でほぼ横ばいであった。判決発効人数は同期比 18.13%減の 10,431 人であり、刑事処罰対象者は同期比 17.85%減の 10,334 人であった。うち、既済の知的財産権侵害罪事件は 3,903 件、判決発効人数は 5,167 人であり、知的財産権侵害に係る模倣粗悪商品生産、販売罪事件は 2,855 件、判決発効人数は 3,032 人、知的財産

権侵害に係る不法経営罪事件は 1,551 件、判決発効人数は 1,790 人、知的財産権侵害に係るその他の罪の事件は 292 件、判決発効人数は 442 人であった。既済の知的財産権侵害罪事件のうち、登録商標詐称罪事件は 1,793 件、判決発効人数は 2,604 人であり、登録商標詐称商品販売罪事件は 1,543 件、判決発効人数は 1,823 人、登録商標標章不法製造や不法製造登録商標標章販売罪事件は 311 件、判決発効人数は 420 人であり、専利詐称罪事件は 5 件、判決発効人数は 1 人であり、著作権侵害罪事件は 207 件、判決発効人数は 274 人であり、権利侵害複製品販売罪事件は 4 件、判決発効人数は 2 人であり、営業秘密侵害罪事件は 40 件、判決発効人数は 43 人であった。

地方の各級人民法院における知的財産権刑事第二審事件の新受件数は同期比でほぼ横ばいの 787 件であり、既済件数は同期比 3.83%増の 812 件であった。

1 年来、人民法院が結審した、社会への影響が大きい知的財産権刑事事件として、汪紫平による営業秘密侵害犯罪事件、沈靚らによる登録商標詐称等犯罪事件、鄧豊成、程先栄らによる登録商標詐称・登録商標詐称商品販売犯罪事件、彭梵による営業秘密侵害犯罪事件が挙げられる。

2016 年、人民法院における知的財産権事件裁判業務に、下記 4 つの新たな特徴が現れた。

事件数の最高記録を更新したこと。2016 年、人民法院における知的財産権民事・行政・刑事事件の新受件数が大幅に増加している。うち、第一審事件は、2015 年比で 16.80%増の 152,072 件であった。知的財産権民事第一審事件の増加幅が最も顕著で 24.82%に達した。北京、上海、江蘇、浙江、広東 5 省・市の法院では常に高いレベルの受理件数で運用しており、各種の知的財産権事件数は合計で全国の法院の 70.37%を占める 107,011 件であった。うち、広東は同期比 22.36%増、上海は同期比 20.74%増であった。山東、福建における各種知的財産権事件の新受件数も同期比 20%以上の増加幅であった。他にも一部の省では、事件数の少なかった過去から一転している。例えば貴州法院では、工業強省、都市化牽引の戦略の推進に伴って、事件数は同期比 58.20%増で急増している。重慶法院における知的財産権事件数も大幅に増加しており、通年の知的財産権事件の新受件数は同期比 57.85%増であった。湖南、安徽法院にお

ける知的財産権第一審事件数も速やかに増加しており、それぞれ同期比 52.02%増及び 45.4%増であった。

審理の難易度がしだいに上がったこと。知的財産権事件、特に技術系事件及び複雑な技術的事実の認定が関連しており、審理の難易度が高い。1年来、先端技術関連の専利事件、新技術関連の提携開発、技術成果の運用をめぐる紛争といった技術系事件が著しく増加している中、事実究明及び分析判断の難易度が上がっているに違いない。2016年、山東法院における技術契約事件の受理件数は同期比 119%増であった。上海知的財産法院における既済の第一審事件のうち、専利、コンピュータソフトウェア、技術秘密等に係る技術系事件は 95%以上の割合であった。北京法院で既済の「ヌクレオチド類似物質を含有する複合物又は塩及びその合成法」に関する発明専利権の無効申立行政紛争事件は、マーカッシュ・クレーム等、複雑な医薬・化学分野のことが関連するものであった。技術系事件のほか、有名ブランドの利益保護に係る一部の商標紛争事件や、インターネット関連の新技術に係る一部の著作権紛争事件、市場競争の秩序の擁護に係る一部の独占・不正競争をめぐる紛争は、社会的にも高く注目されており、複雑且つ判明し難い案件事実、目新しい特殊な法適用など、知的財産権の裁判にあたっては、新しいチャレンジに直面することになっている。例えば、北京法院で審理された、梟龍戦闘機が絡む「梟龍」商標行政紛争事件、情報ネットワーク伝達権の解釈が絡んだ、騰訊公司の「宮鎖連城」作品紛争事件、robots 協定に係る、奇虎が百度を相手取った不正競争紛争事件など。

裁判の品質と効率が安定して向上していること。1つ目は、再審率が大幅に低下してきたこと。2016年、地方の各級人民法院における既済の知的財産権民事第一審事件が同期比で 30.09%増加しているが、第二審事件の原判決変更・差戻し率は前年比横ばいの 5.94%であり、再審率が 45%低下している。知的財産権行政第二審事件の原判決変更・差戻し率は同期比 1.56%減の 13.85%であった。2つ目は、調停による訴訟取下げ率が大幅に向上していること。地方の各級人民法院における民事第一審事件の調停による訴訟取下げ率は 64.21%、第二審事件の調整による訴訟取り下げ率は 27.44%に達しており、良好な法的効果及び社会効果をもたらした。上海法院における知的財産権民事

事件の調停による訴訟取下げ率は 73.92%、山東法院における知的財産権民事第一審事件の調停による訴訟取下げ率は 69.70%であった。天津は、3 級法院とともに上下連動し、司法の能動性を積極的に発揮し、事件の事実を究明した上で、齊白石の作品に係る数百件もの著作権紛争事件の調停を円満に終わらせ、当事者双方間の十数年にもわたる紛争が全て解決された。江西法院では、調停のパターンの革新として、20 数社の文化メディア会社と団体管理組織で著作権使用許諾契約を締結するよう導き、社会的矛盾が除去され、出版権市場の秩序の規範化につながり、ソーシャルコストが削減された。3 つ目は、判決件数が大幅に向上していること。重慶法院では、既済の第一審、第二審知的財産権事件が同期比 62.74%増、湖南法院では既済の知的財産権第一審事件が同期比 48.79%増、広東法院では既済の知的財産権民事事件が同期比 42.82%増、江蘇法院では既済の知的財産権民事第一審事件が同期比 30.8%増であった。

賠償の度合いがやや高まったこと。人民法院では、市場価値を知的財産権の賠償額算定の参考とするよう模索し、法によってキーテクノロジー、コアテクノロジーや著名ブランドに対する保護力を増強している。賠償額の中での弁護士代等訴訟における合理的な支出の個別算定や、懲罰的賠償の適用推進等の施策を通じて、知的財産権の市場価値に相応の賠償額となるようにした。北京市高級人民法院で結審したパナソニック株式会社 vs 珠海金稻電器有限公司、北京麗康富雅商貿有限公司の意匠専利権侵害紛争事件において、パナソニック株式会社による 300 万元の損害賠償請求を全額支持とした。北京知的財産法院では、「紫玉」の商標権侵害に関する控訴事件及び書生公司の一連の著作権侵害に関する控訴事件においても、権利者からの損害賠償額請求を全額支持とした。また、訴訟における、信義に反する行為を厳重に処罰している。偽証提供、虚偽陳述、意図的な挙証遅延、証拠毀損、証言を行う証人への妨害等、信義に反する訴訟行為に対し、法により手続的及び実体的な制裁を下している。北京市高級人民法院では青島科尼樂機械公司による専利権侵害事件において、法院の発効した保全裁定を履行しない当事者に対し、50 万元の過料に処した。

二、司法改革の推進、科学的な知的財産裁判システムの整備

2016年は、「十三次五ヵ年」計画のスタートの年であり、人民法院における司法体制改革の全面的な深化に向けた難関攻めの年でもある。人民法院では、改革を鋭意進め、勇気を奮い起こして革新し、的確に注力し、特化した施策により、知的財産権の司法体制・仕組みの改革を積極的に推進し、知的財産権司法保護のシステム・能力の現代化を推し進めている。

(一) 知的財産法院の建設を大いに推進している

2016年、北京、上海、広州知的財産法院に各種の業務が秩序立って展開し、司法機能が有効に果たされ、裁判官全員が一丸となって、司法に係る科学技術のイノベーション及び制度のイノベーションを頼りに、専門化・精細化・法治化の推進に努力しており、改革の成果及び手本としての効果が徐々に現れ、司法の社会的信頼性および国際的影響力が継続的に増強しており、中国における知的財産権司法保護の新たなイメージをアピールした。知的財産法院では、先駆けて司法改革を行い、院・延長による事件対処の常態化した仕組みができており、裁判委員会の機能の転換として、裁判委員会の事件審理への参加の方式を模索し、良い成果を上げた。2016年、3つの知的財産法院における知的財産権民事・行政事件の受理件数は合計で17,268件、既済件数は14,896件で、86.26%の結審率であった。北京知的財産法院では、事例指導研究基地建設業務を大いに推進しており、上海知的財産法院では、上海科学技術イノベーションセンターの構築に積極的にサービス提供を進め、広州知的財産法院では、知的財産権の市場化に関する研究を大いに強化しており、中国法院の知的財産裁判の新たなイメージが確立された。最高人民法院知的財産裁判廷では、改革、発展していく中で知的財産法院が直面する困難や課題を深く調査研究し、「知的財産法院の設立及び業務に関する状況」を完成させ、「知的財産法院の設置に関する重大問題研究」というテーマのプロジェクトの調査研究業務を積極的に推進し、知的財産権に係る控訴の仕組みの構築に向け実践上の手引きを提供した。

(二) 全面的な「三合一」改革業務を深く推進している

2016年、知的財産裁判における「三合一」業務について、重要な進捗と突破が得られた。知的財産法院ではまだ「三合一」が実行されていないが、それ以外の全国の法院に、「三合一」業務が全面的に展開された。7月5日、「最高人民法院による全国法院における知的財産権民事・行政・刑事事件裁判の『三合一』業務の推進に関する意見」が配布された。7月7日、最高人民法院は、江蘇省南京市で、全国法院知的財産裁判業務会議並びに全国法院知的財産裁判「三合一」業務推進会議を開催して、全面的な「三合一」業務の推進手配を行い、「三合一」業務に新たなステージアップを果たした。現在、最高人民法院は早期に関連書類の連署を進め、「三合一」業務を全面的に推進し、知的財産権司法保護の全体としての効力を高めるために、知的財産権刑事司法実施案について関連部門と積極的にコミュニケーションを取っている。

(三) 知的財産専門裁判機構の設立を企画している

最高人民法院知的財産庭は、南京、蘇州、武漢、成都等地方での知的財産専門裁判機構の設立及びその事件管轄に関する具体案を起案した。2017年初頭、上記4専門裁判機構が相次いで発足し、事件を受理し始めた。南京知的財産法廷、蘇州知的財産法廷はそれぞれ南京中院、蘇州中院の知的財産庭をベースに結成されたものであり、独立機構のモデルで稼働しており、それぞれの省内で、専利等技術系知的財産権の第一審民事事件等を、地域横断的に管轄している。武漢知的財産裁判庭は「三合一」が実行されており、武漢市轄区にある知的財産権民事・行政・刑事事件に加え、湖北省全体の専利等技術系知的財産権の第一審民事・行政事件を地域横断的に管轄している。成都知的財産裁判庭は、四川省内の専利等技術系知的財産権の第一審民事・行政事件を地域横断的に管轄している。

(四) 技術的事実の究明仕組みを最適化している

完備された技術的事実の究明の仕組みは、公正な知的財産権事件の裁判にとって極めて重要な意義がある。最高人民法院では、「知的財産法院技術調査官

の訴訟活動参加の若干問題に関する暫定規定」をすでに打ち出しており、知的財産法院技術調査官の選任業務の指導意見を早急に策定している。上海市高級人民法院では、「知的財産権民事訴訟における技術的事実に係る司法鑑定に関する取扱の手引き」を制定し、多元的な技術的事実究明仕組みを整備した。技術調査室を設置し、「技術調査官管理弁法」を制定した北京知的財産法院では、2016年の技術系事件の受理件数と結了件数の比は同期比27.5%増であった。広州知的財産法院では、行政機関や学院校、科学研究機構等から招聘した専門家29名を、事件審理に対する専門的な意見を提示するための技術的専門家コンサルタント委員会を結成させた。同院では2016年、技術的専門家又は技術調査官を88事件に利用し、調停による訴訟取下げ率が64.7%に達した。貴州省高級人民法院では、技術的事実を明らかにするため、貴州省科学技術庁と提携し、事件に絡む専門性ある技術的事項についてコンサルティング意見を提示する科学技術コンサルタント専門家を招聘した。四川省高級人民法院では、電子情報技術、機械製造、医薬、植物新品種等分野の専門家を選出して知的財産権技術専門家データベースに取り入れ、技術的事実認定システムを充実させた。

(五) 多元的な紛争解決の仕組みを健全化する

近年来、人民法院では、知的財産権事件が年々増加している傾向にあり、「事件多くして要員少なき」との矛盾がますます目立った。そこで、多元的な紛争解決の仕組みの健全化及び構築の強化は、知的財産権司法の質と効率の向上に重要な現実的意義を備えるようになった。北京法院では、北京市知的財産権保護通報苦情サービスセンターや、中国インターネット協会調停センター等関係機関とのアプローチを強化し、行政調停、業内調停、人民調停組織の力を十分に引き出し、和解に基づく紛争解決を推進している。上海知的財産法院は、中国インターネット協会調停センター、上海市ソフトウェア業界協会、上海市生物医薬業界協会、市工商連民商事人民調停委員会、東方公証処等10の社会組織・機構と、訴訟・非訟を連動させた多元化な紛争解決提携の仕組みを構築し、訴訟前調停、訴訟・調停の連携を推進し、優位性の相互補完、資源共有ができる多元化な紛争解決の仕組みを成し遂げた。同院では今年の1年間、当事者双

方の同意を得て訴訟前調停に移行できた事件は 96 件、調停が成立したのは 23 件であった。福建法院では、業界協会及び科学技術分野の専門家の専門技術面の優位性を活かすように配慮し、調停委託、業界での調停、科学技術専門家による調停を実施し、知的財産権紛争に対する協働解決の役割を活かして、公正、有効に多くの事件を解決した。

三、監督指導の強化、司法裁判基準の統一性の着実な保障

司法裁判基準の統一化は、司法の社会的信頼性の向上、司法の権威性の樹立に重要な手段である。人民法院では 2016 年、司法解釈及び司法政策の策定業務を引き続き強化し、裁判の監督及び裁判の管理業務の仕組みを整備し、常に知的財産権の裁判業務のレベルアップを図り、司法裁判基準の統一性を確実に保障している。

(一) 司法解釈及び司法政策の策定業務を強化する

「最高人民法院による専利権侵害紛争事件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈(二)」を制定した。同解釈は、最高人民法院裁判委員会で 2016 年 1 月 25 日に採択され、2016 年 4 月 1 日より施行したものである。同解釈では、専利権侵害の判定のルールがより一層整備され、請求項の選択や請求項の解釈、類似意匠、間接侵害、抵触出願の抗弁、規格実施に基づく抗弁、生産経営目的、合法的な出所の抗弁、損害賠償額の算定、専利法第 47 条の適用など法適用に関する問題点が明確にされ、正確な専利法の適用の効果的な促進につながった。

「最高人民法院による商標権付与・確定に係る行政事件の審理における若干問題に関する規定」を制定した。同規定は、最高人民法院裁判委員会で 2016 年 12 月 12 日に採択され、2017 年 3 月 1 日より施行したものである。これは、司法実務上に顕著な問題点に焦点を絞り、2010 年に公布された「商標権付与・確定に係る行政事件の審理における若干問題に関する意見」をベースに制定されたもので、主に、審査の範囲、顕著な特徴の判断、馳名商標の保護、著作

権、氏名権等先行権利の保護等実体を伴う内容及び法定手続違反、一事不再理等手続的な内容に関するものであり、商標権付与・確定に係る行政事件に絡む重要な問題や裁判実務における難点である問題を明確にしたものである。同規定は、最高人民法院において裁判実務の経験を総括し、商標権付与・確定に係る法律の適用の基準を整備するための重要な取り組みであり、信義誠実の理念の唱導、商標出願・登録の良き秩序の築き上げ、裁判基準の統一化の上で重要な意義を有するものである。

「中国知的財産権司法保護要綱」（2016-2020）を策定した。「まえがき、成果の振り返り、指導的思想、基本的原則、主要目標、重点施策、終わりに」という7つの部で構成される同要綱では、将来5年間、人民法院における知的財産権司法保護に向け、指導的思想と目標を明確にし、保護原則と施策を特定し、発展のロードや将来図を計画したものである。同要綱では、短所の補足に注力し、知的財産権司法保護の目指す方向と解決案を打ち出しており、司法保護の良性的発展上、ボトルネックとなる問題点を根本から解きほぐしている。同要綱は、最高人民法院から専門の裁判分野に関し初めて制定公布された保護要綱であり、最高人民法院として中央の趣旨の貫徹、実行に向けた具体的な取組であり、所有権保護の強化及び経済発展の新理念を知的財産権司法保護の業務に盛り込む集中的な体现であり、習近平総書記の一連の重要講話の趣旨及び国政運営の新理念・新思想・新戦略を貫徹、実行して、知的財産権司法保護の実践を指導する重要な成果である。同要綱は2017年「4・26」期間に公布される。

最高人民法院ではさらに、「最高人民法院による知的財産権及び競争に係る紛争の行為保全事件の審査における法律適用の若干問題に関する解釈」「最高人民法院による司法の知的財産権保護の主導的な役割を十分に発揮し、知的財産権強国の建設を加速する上の若干の問題に関する意見」の研究を早急に進めており、司法解釈及び司法政策を整備することによって全国での知的財産権司法保護の業務に対する監督指導にしっかりと取り組んでいる。

（二）裁判指導及び裁判調査研究業務を強化する

法律の編纂改正の業務を推し進めた。民法典、専利法、著作権法、反不正競

争法、種子法、商標法実施条例等法律法規の編纂改正業務に積極的に参加し、修正の意見を提出しながら、知的財産権を民法典に取り入れることを提案した。最高人民法院では、部門横断的な専利法修正調査研究グループを専門的に設置し、積極的に調査研究を進め、専利法を実施して30年以來の司法実践で積み上げた経験を系統的に総括し、専利の裁判で直面した困難や問題点を深く研究して、専利法の修正の全体案及び具体的な条文の修正に関する意見を國務院法制弁に提出した。

法律適用の特別研究を強化した。最高人民法院では、「ビジネスモデル等新形態のイノベーション成果における知的財産権保護の方法」と題した調査研究業務に取り組み、映画作品及び映画の撮影制作に似た方法で創作される作品をめぐる民事紛争事件の審理における法律適用の問題、並びに著作権集団管理制度の関係問題について調査研究し、全国工商連に協力して民営企業における知的財産権保護の特別調査研究を行い、「見出し党」の取締業務に参加して、ネットワーク環境の浄化に法的支援を提供した。北京市高級人民法院において調査研究した上で作成、公布した「北京市高級人民法院によるネットワーク上知的財産権事件に関する審理ガイドライン」では、商標権、専利権の付与・確定に係る事件について裁判の参考となる質問と回答を打ち出した。上海市高級人民法院では、「商標の複数使用許諾における法的問題」「ディープリンクに係る著作権侵害問題」「コンピュータソフトウェア専利権保護」について調査研究を行った。江蘇省高級人民法院では、「供給側の構造改革で引き起こし得る法的問題及び司法的対応」の調査研究を進め、「商標権侵害紛争事件関係の審理の問題に関する調査研究報告」「技術イノベーションの背景に置かれる専利事件の裁判の尺度」等の調査研究報告書を完成した。湖南省高級人民法院では、「知的財産権事件の技術的事実究明の仕組みの研究」「知的財産権行政保護と司法保護との抵触及び連携の研究」等のテーマを完成した。貴州省高級人民法院では「黔茶（貴州茶）に係る知的財産権の保護の問題の研究—モデル、問題及び対策」の調査研究報告書、及び貴州省の重点課題である「無形文化遺産保護」を完成した。吉林省高級人民法院では、漢方医薬に係る知的財産権の保護推進に向け、朝鮮医薬の調査研究を積極的に進めた。

行政機関とのコミュニケーション交流を重視している。最高人民法院知的財産裁判廷は、国家知識産権局専利復審委員会との業務交流を行い、専利権の付与・確定に係る紛争の解決の法的ルールをより一層に明確化、統一化した。商標評審委員会との業務交流を行い、商標保護関連の法律適用の問題について深く意思疎通し、検討をした。農業部種子局とともに、植物新品種の保護に係る司法解釈の改正に向け調査研究業務を開始した。北京市高級人民法院では、国家工商行政管理総局商標局、商標評審委員会及び国家知識産権局専利復審委員会と複数の特別セミナーを開催して、具体的な法適用の問題について検討を進めた。内モンゴル法院では、文化市場行政管理部門との意思疎通、調整をした上、カラオケ事業者に係る一連の著作権紛争事件をおおもとから解決するように試み、フフホト地域で3段階別の出版権使用料徴収基準を初歩的に成立させた。

事例の指導的な役割を發揮した。最高人民法院知的財産裁判廷では、定期的に典型事例を公布し、「知的財産裁判指導」「中国知的財産権指導事例評注」の編集、出版を行った。北京奇虎科技有限公司が騰訊科技（深セン）有限公司らを相手取った市場支配的地位濫用をめぐる紛争事件等10事例を選出して、最高人民法院から公布される第16回指導的事例とした。これらの事例は2017年3月6日に公布された。最高人民法院知的財産権事例指導研究（北京）基地では、事例指導の業務経験を総括し、事例指導研究業務を積極的に行っている。

四、司法公開の定着、司法保護に良い法治環境の構築

「正義は実現するのみならず、見える形で実現しなければならない。」人民法院では2016年、司法公開を全面的に深化させ、開放・動的・透明・便利性を目指す明朗な司法仕組みに注力し、司法の公開にモデル転換とアップグレードを果たし、より一層の規範化、より一層の実効性、より一層の親しみ、より一層の均衡性を持つように公開していく。

（一）司法の公開を強化し、司法の公正を促進した

重大事件の法廷審理の公開に取り組んだ。最高人民法院では、4.26の間に

「喬丹」商標の争いをめぐる行政紛争事件の公開審理を行った。陶凱元副院長が裁判長を務め、全メディアを通して事件の審理と判決の言い渡しを生放送した。米国、EU、日本、韓国等の駐中国使節並びに全米商工会議所の代表者が法廷で事件の審理を傍聴した。新華社、中央テレビ局及びシンガポール聯合早報等 20 余りの中外メディアの記者が全過程にわたって審理を傍聴し、現場で報道が行われた。中国法院網、最高人民法院の公式微博（ミニブログ）等では、事件の法廷審理の全過程の生放送を切れ目なく行った。新浪網の法院チャンネルでは、全過程にわたる生放送の視聴者が累計で 150 万人超え、延べ 9,800 万人を網羅した。同事件の審理で、国内外各層の人々に、中国法院のオープン・透明性、司法の公正性、中外当事者双方の合法的な権利利益を平等に保護している良い姿がアピールできた。

裁判文書の公開を積極的に整えた。人民法院では、知的財産裁判文書の公開のネット掲載管理の仕組みを絶えず整備しており、公開に適する裁判文書については、社会全体から監督を受けるよう、迅速にネットに掲載されることを督促し、公開することによって公正さを促し、司法の公平・正義を人民大衆に実感させている。

裁判プロセスの公開を絶えず推進している。中国裁判プロセス情報公開サイトに知的財産権事件のプロセスに関する情報を迅速にプッシュし、当事者及び人民大衆の知る権利や監督権を保障している。

（二）交流・協力を強化し、司法のイメージアップを果たす

最高人民法院は、「中国知的財産権司法保護国際交流（上海）基地」をプラットフォームに、知的財産権司法保護に関する国際及び域際の交流を健全にし、国際機関や、その他国々との交流・協力を強化した。人員を派遣して、中米の法治対話、中欧の知的財産権対話やワーキンググループ会議、自由貿易区知的財産権関連章節の交渉並びに中国・スイス、中米、中国・オーストラリア、中国・ロシア間の知的財産権ワーキンググループ会議等さまざまな対外業務会議に参加させながら、書面意見を提出した。人員を派遣して、米国や欧州を訪問させ、ベトナム・ハノイで開催されたシンポジウム「UPOV 条約に基づく植物

新品種育成者権の執行」、韓国で開催された中国知的財産権保護制度説明会に参加させた。上海市高級人民法院は、国際会議「中欧裁判官フォーラム—イノベーション駆動及び知的財産権に係る司法保護」の開催に成功し、通年で10数カ国・地域及び国際機関の官員、司法機関関係者、企業の代表者を受け入れた。重慶市高級人民法院は、西南政法大学知的財産権学院と複数回もの「中国知的財産裁判官フォーラム」を共催した。上海知的財産法院は、華東政法大学、同濟大学と提携協力の仕組み、上海對外經貿大学及び上海政法学院と法律サービス・ボランティアの仕組みを確立した。

(三) 宣伝ルートを拡充し、宣伝の常態化を実現する

最高人民法院では、「4・26」世界知的所有権の日 PR ウィークのイベントを引き続き実施し、知的財産権に係る司法の宣伝の常態化を成し遂げた。中央メディアの「知的財産権司法保護浙江行」を主催し、メディアカンファレンス及びプレスリリースを開催し、「中国法院における知的財産権に係る司法保護の状況（2015）」（中国語版・英語版）、2015年中国法院の10大知的財産権事件及び50件の典型的知的財産権事例、「最高人民法院による知的財産権事件年間報告書（2015）」を発表した。地方の各級人民法院でも、積極的に周知チャンネルを拡充し、効果的な業務展開をしている。江蘇省高級人民法院は、省全体の重大・難解な知的財産権事件に関する裁判の経験の交流、総括として、新浪微博、微信のパブリックアカウントに、「知産視野」コラムを同時に開設した。浙江省高級人民法院はサブネットとして設置した「浙江法院新聞網·知之匯」で、省全体の知的財産動向等情報を発信しており、年間を通して19万回を超えたクリック数があった。広東省高級人民法院では、優秀な法廷審理の評価選考に参加する事件は、ネットワークで生放送しなければならないと定め、快播公司による著作権行政処罰紛争、「非誠勿擾」商標権侵害紛争など、広く社会から注目を集めた重大事件の法廷審理が、広東法院網を介して映像の生放送を行った。上海知的財産法院は、中国語・英語版のインターネットウェブサイト及び公式微博、微信のパブリックアカウントを開設し、メディアからの独自インタビューを受け、新華社、中央テレビ局等のメディアに原稿を156通掲載した。

陝西省高級人民法院は、「4.26」の間、ネットワークを通じて動画の生放送をして、社会的注目度が高く、新型で難解・重大な5件の典型的知的財産権事件の判決の言い渡しを集中的に公開した。西安日報及び人民法院報で相次いで報道された。

五、チーム建設の強化、司法裁判チームの資質の全面的な向上

チーム建設は、知的財産権司法保護の基礎また保障である。党及び国の業務の大局の下、知的財産裁判チームの建設に掲げられた新たな要請を掘り下げて把握し、全面的な党の厳格な管理を堅持し、党中央による「新情勢における政法チーム作りの強化に関する意見」の要請に従い、強固な信念、人民のための司法と銘じ、責任感を持つ、公正清廉な知的財産裁判チームを目指す。

(一) イデオロギー構築を強化し、政治的素養を高めた

知的財産裁判チームの育成には、常に党の指導を堅持し、「4つの意識」を強固に樹立し、習近平の一連の重要講話の趣旨の学習を徹底し、中国的特色のある社会主義法治の道を貫き、思想・政治・行動において常に習近平同志を核心とする党中央と高度な一致を保っている。「両学一做」学び・育成活動を積極的に展開し、優秀な中華伝統文化の中から道徳・人文的素養を吸収するように配慮し、社会主義先進文化及び人民司法の優良な伝統を発揚し、社会主義の核心的価値観を自ら実践し、断固として守っている。

(二) 職務遂行能力を強化し、専門性のレベルを向上させた

職務遂行能力を高めることは、知的財産権司法チーム建設の重要な目標である。迅速な知識のグレードアップ、スピーディーな実践の発展という新情勢に適応するように、職務遂行能力を大いに強化し、裁判の専門性のレベルアップを常に目指し、大局を重んじ、法律および技術に熟知しており、国際的視野を持つ複合型の知的財産裁判官のチーム育成に注力しなければならない。最高人民法院は、全国の法院の知的財産裁判官に向け業務研修を行い、陶凱元副院長

が受講者に特別講座を実施した。北京市高級人民法院は、年間の集中的研修を特別講座と融合させ、業務研修のルートを充実させた。北京知的財産法院は、シニア裁判官の伝授・支援・引率の役割を活かし、若年裁判官を対象に様々な形で内容豊富な専門的研修を進めた。上海市高級人民法院は、「法経済学ハイクラス研修班」、「法経済学・反独占ハイクラス研修班」を催し、裁判官の理論的水準及び業務能力を向上させた。安徽省高級人民法院は、新たな業務規範や裁判理念を集団学習の内容に盛り込み、部門内の微信グループを活用して「8時間」以外の学習用プラットフォームを拡充した。海南省高級人民法院は、「1本の主軸、2つの結合、3型の党支部、4つの意識、5大発展、6つの原則」という業務方式を打ち出し、各種業務を統合して推進した。

(三) 司法の気風作りを強化し、良いイメージを築き上げた

鉄を打つには自分自身を固めなければならず、強いチームであれば事業が好調になる。司法の清廉性向上はチームづくりの重要な一環になっている。全国の法院は、枝葉末節と根本での取締を両立させるように堅持し、清廉な党風紀育成及び反腐敗の闘争を掘り下げて推進し、教育、管理、監督の厳格化を堅持し、ゼロ容認の姿勢で司法腐敗を処罰して、司法の公正さ清廉さを確実に保障する。自身の育成を大いに強化し、党に忠実という政治的品格を磨きあげ、厳格な自律のしっかりした気風を鍛え、法律違反・規律違反事件の中から教訓を汲み取り、不正の兆しや傾向を迅速に見つけて、これを是正し、確実に未然に防ぐ。家庭教育にも力を入れ、廉潔な家風を醸成させ、家族愛の清廉支援策を強化し、家族に裁判チームの「ガード」を務めさせる。

終わりに

2017年は、「十三五」計画を実施する上で重要な一年間であり、司法体制改革を深化する決戦の年でもあり、さらには、知的財産権司法保護の大きな発展を遂げる年である。人民法院は、知的財産権に係る司法保護において、習近平総書記の一連の重要講話の趣旨及び国政運営の新理念・新思想・新戦略を貫徹

し、新たな科学技術革命の歴史的なチャンスをしっかり捉え、国際情勢の新しい変動及び経済の発展の新常態を積極的かつ主体的に適応し、「4つの意識」を強固に樹立し、「5位一体」の全体的配置及び「4つの全面的」の戦略的配置に応じて、「イノベーション、協調、グリーン、開放、共有」という発展の理念に基づき、国家知的財産戦略を貫徹、実施し、所有権保護制度を積極的に整備し、法により所有権を守っていく。「全ての司法事件において人民大衆に公平と正義を実感させる」という目標を中心に、人民のための司法、公正な司法を堅持し、司法の知的財産権保護の主導的役割を十分に発揮し、知的財産権司法保護の度合いを強化し、国の革新駆動型発展戦略の実施を推し進めるために良い法治環境を築き上げ、知的財産権強国そして、世界の科学技術強国の構築に向けて力強い司法の保障を提供し、優れた実績で中国共産党第19回全国代表大会を迎えよう！

出所：

2017年4月27日付け中華人民共和国最高人民法院ウェブサイトを基にJETRO北京事務所で日本語仮訳を作成

<http://www.court.gov.cn/zixun-xiangqing-42362.html>

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保障するものではないことを予めご了承下さい。